

- 実証候補区域に係る各区域の詳細な情報については、以下の窓口までお問い合わせください。
- また、事業の検討に際して地元調整等が必要な場合も、以下の窓口と相談の上、実施してください。

<問い合わせ先>

①北海道石狩市浜益沖、北海道岩宇・南後志地区沖に関する事

北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課 風力係 橋本

電話番号：011-204-5327

e-mail：hashimoto.isao@pref.hokkaido.lg.jp

②秋田県南部沖に関する事

秋田県 産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課 クリーンエネルギー推進チーム

電話番号：018-860-2281

e-mail：shigen-ene@pref.akita.lg.jp

③愛知県田原市・豊橋市沖に関する事

愛知県 経済産業局 産業部 産業科学技術課 新エネルギー企画グループ

電話番号：052-954-7417

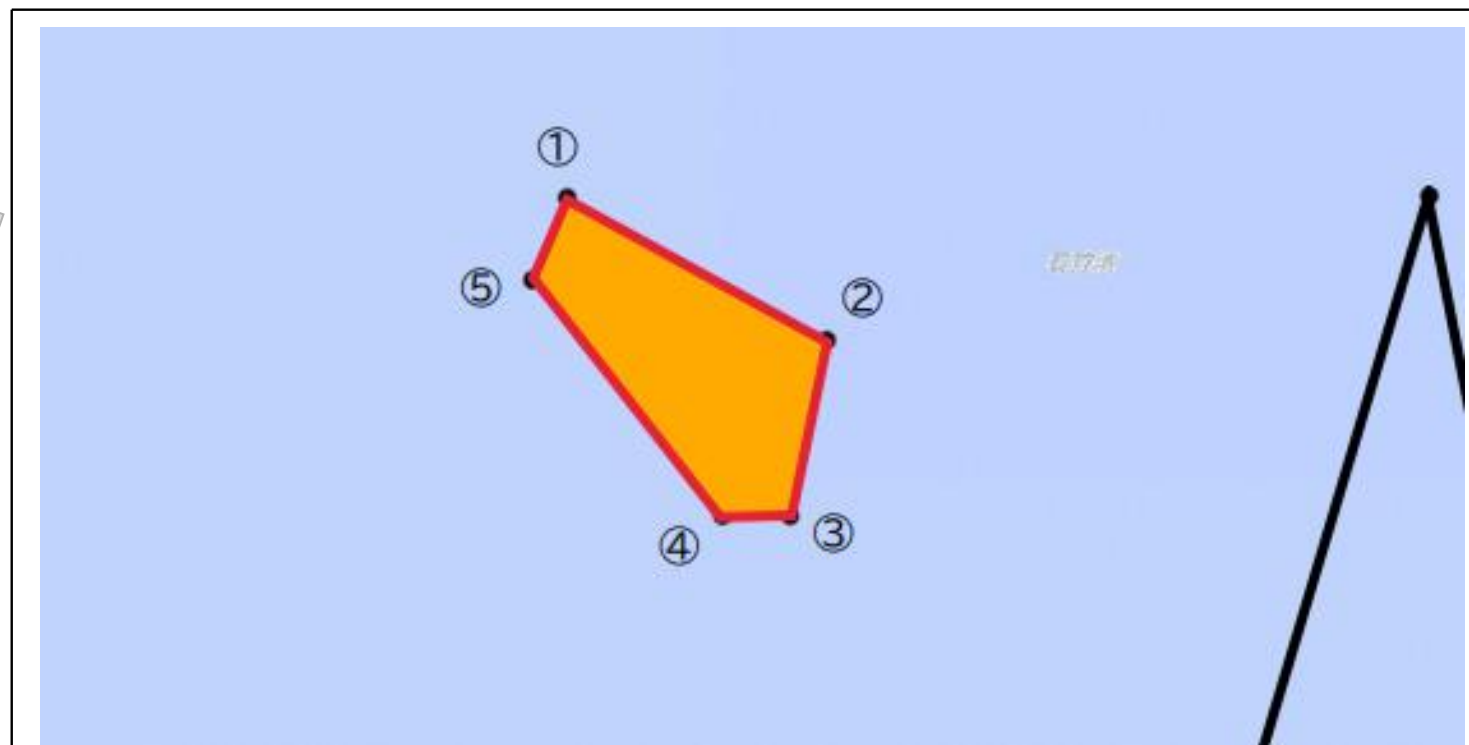
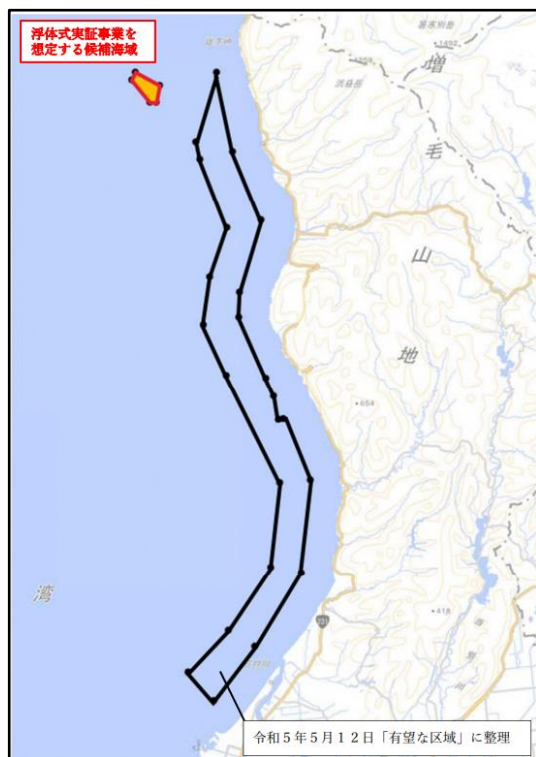
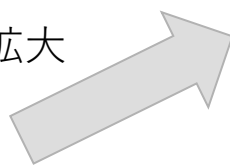
e-mail：san-kagi@pref.aichi.lg.jp

1. 実証候補区域の詳細情報（北海道石狩市浜益沖）

実施要件等	内容等
候補海域の所在地	北海道石狩市浜益沖
候補海域の面積	約2.5km ² （250ha）
想定出力	1.2万kW～3.0万kW（1～2基程度）
主な自然的条件	① 風況：8.5m/s～9.0m/s ② 水深：70～80m ③ 離岸距離：8.0～9.5km ④ 波高：3.0～6.9m程度 ⑤ 潮汐：石狩湾新港：満潮時25cm程度、干潮時11cm程度 ⑥ 波浪：4.05m程度 ⑦ 地質：中～粗砂が分布 ⑧ 海底地形：実証候補区域の地図のとおり ⑨ その他自然条件：特になし
実証実施の条件	① 想定する候補区域において、関係漁業者との調整が整った海域において実証事業を実施すること。 ② 事業の実施に際して、調整先に日本海さけ・ます増殖事業協会を含めること。 ③ 実証候補区域として選定され、かつ、実証を実施する事業者が選定された場合には、当該事業者は事業実施前に北海道海域管理規則に基づく許可を得ること。なお、実証実施箇所に既占用物件が存する場合は、新たな許可は行わない。 ④ 実証事業は、漁業への影響を考慮し 浮体形式をT L P方式 とすること。
港湾の想定	石狩湾新港を想定
その他	実施場所の検討に際し、関係省庁との協議が必要となる。

1. 実証候補区域の地図（北海道石狩市浜益沖）

拡大

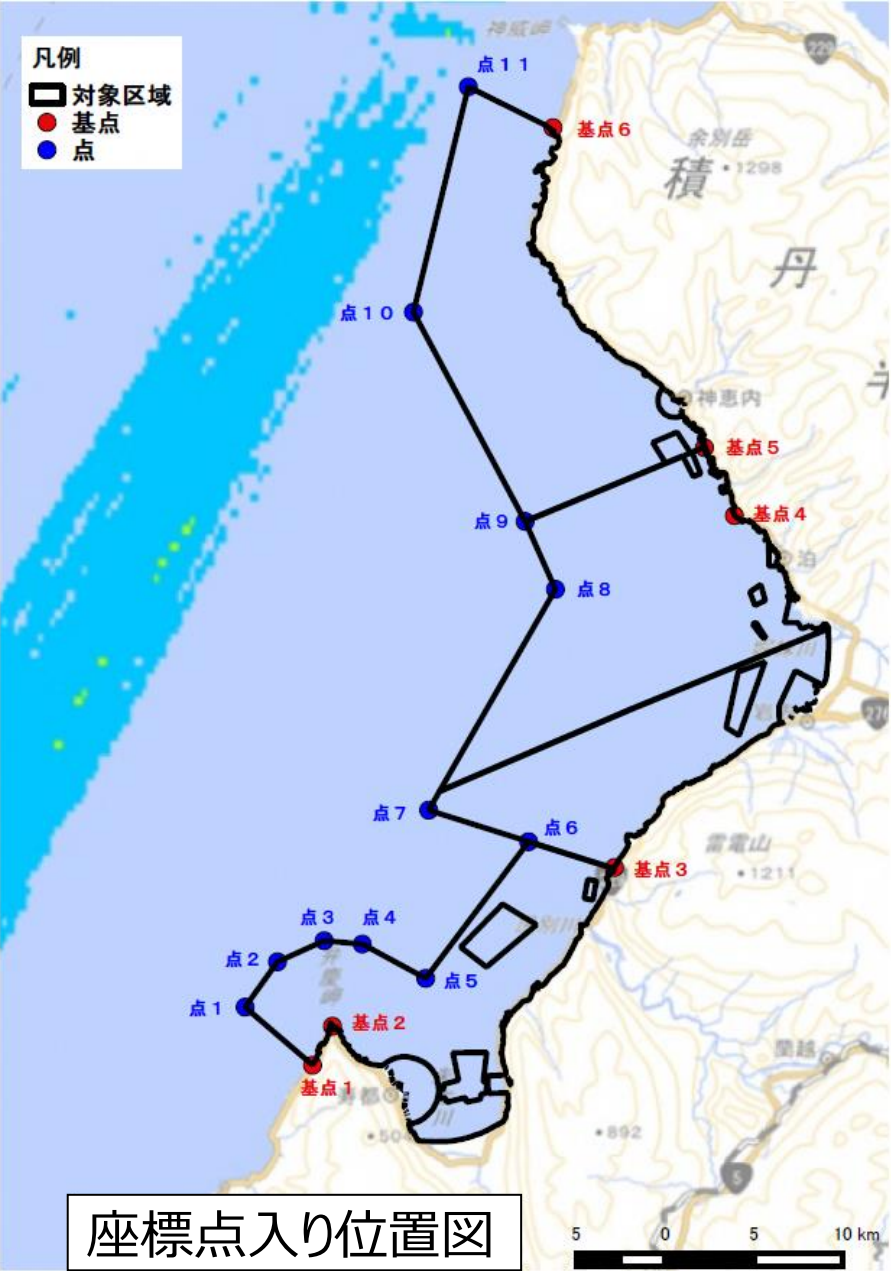


	X 座標	Y 座標	緯度 (10進法度)	経度 (10進法度)	緯度 (度分秒)	経度 (度分秒)
①	-33399.66908	-82531.74430	43.69478239	141.2261391	43度41分41.21660秒	141度13分34.10076秒
②	-34437.85841	-80576.52405	43.68565344	141.2505464	43度41分08.35238秒	141度15分01.96704秒
③	-35736.93514	-80874.15485	43.67392950	141.2470500	43度40分26.14620秒	141度14分49.38000秒
④	-35618.38449	-81379.88735	43.67494125	141.2407613	43度40分29.78850秒	141度14分26.74068秒
⑤	-33940.26887	-82792.01634	43.68988811	141.2229938	43度41分23.59720秒	141度13分22.77768秒

2. 実証候補区域の詳細情報（北海道岩宇・南後志地区沖）

実施要件等	内容等
候補海域の所在地	北海道岩宇・南後志地区沖 （神恵内村・泊村・共和町・岩内町・蘭越町・寿都町）
候補海域の面積	最大348km ² （約34,800ha）（このうち、50m以深の区域を対象）
想定出力	約1～7万kW（5基以下）
主な自然的条件	① 風況：6.5m/s～8.5m/s ② 水深：50～500m ③ 離岸距離：10.0km程度 ④ 波高：0.2～1.4m程度 ⑤ 潮汐：岩内港：満潮時25cm程度、干潮時12～13cm程度、寿都港：満潮時23cm程度、干潮時11～12cm程度 ⑥ 波浪：1.75m程度 ⑦ 地質：極細粒砂～礫が分布 ⑧ 海底地形：勾配は概ね3%で穏やかだが、一部急勾配あり ⑨ その他自然条件：沿岸部は自然公園が分布
実証実施の条件	① 想定する候補区域において、関係漁業者との調整が整った海域において実証事業を実施すること。 ② 風車設置数は、候補区域内で5基以下とすること。 ③ 事業の実施に際して、調整先に、日本海さけ・ます増殖事業協会を含めること。 ④ 実証候補区域として選定され、かつ、実証を実施する事業者が選定された場合には、当該事業者は事業実施前に北海道海域管理規則に基づく許可を得ること。なお、実証実施箇所に既占用物件が存する場合は、新たな許可は行わない。
港湾の想定	石狩湾新港を想定
その他	実施場所の検討に際し、関係省庁との協議が必要となる。

2. 実証候補区域の地図（北海道岩宇・南後志地区沖）



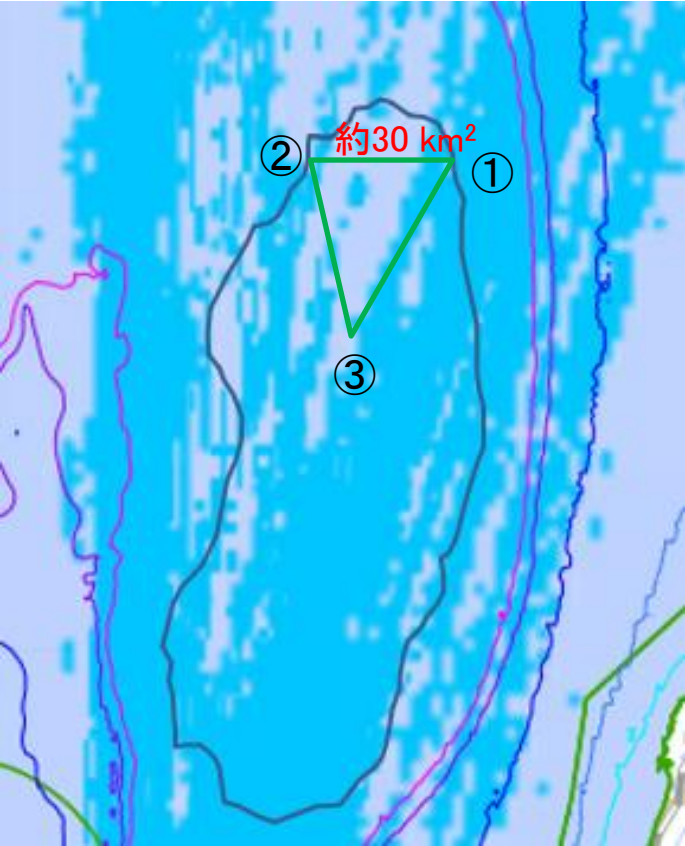
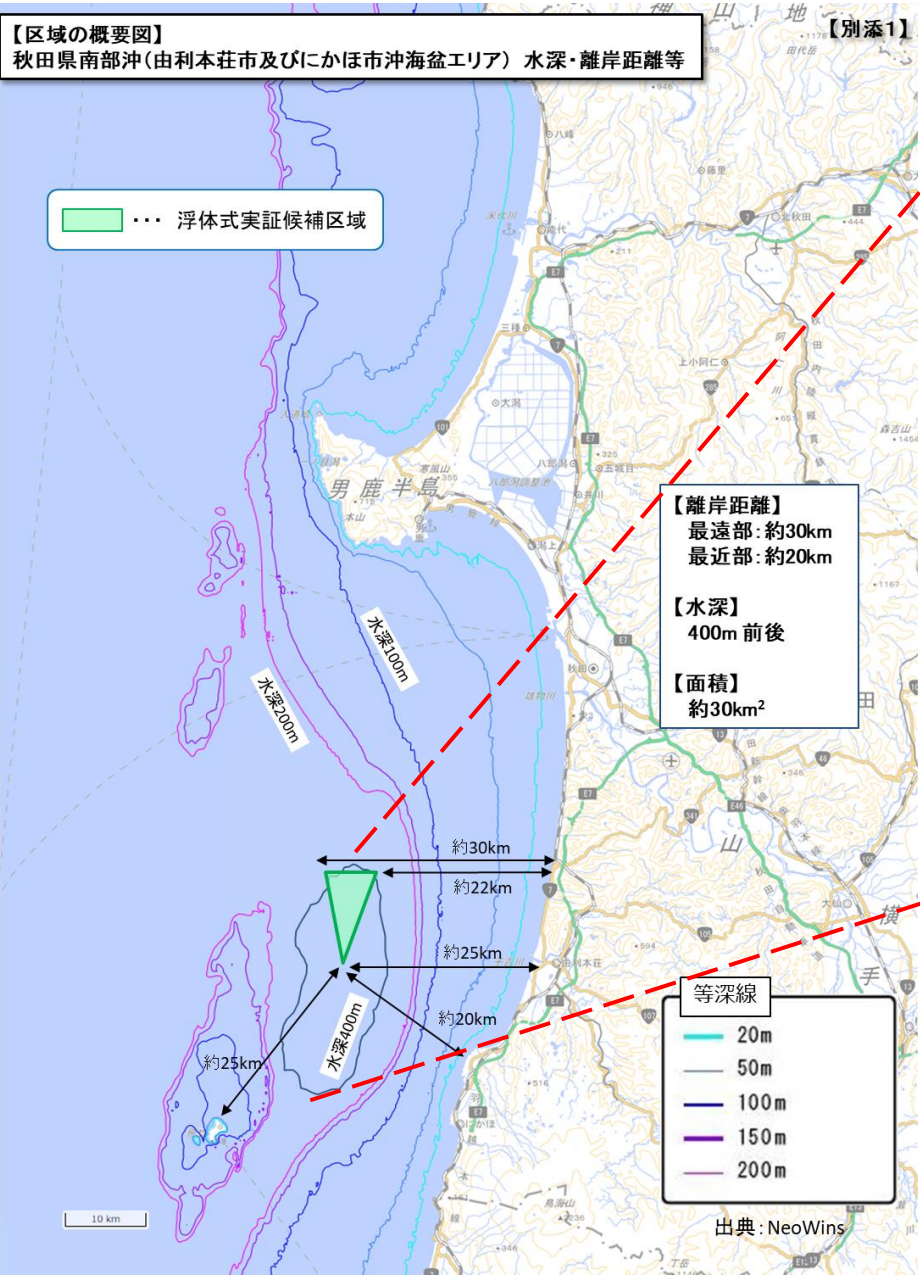
点名	X座標：世界	Y座標：世界	緯度：世界	経度：世界
基点1	-132609.196	-6255.964	42.48 22 5337 6	140.10 24 6385 4
基点2	-130577.733	-4941.320	42.49 28 4073 1	140.11 22 4389 2
基点3	-121549.813	10681.893	42.54 20 7848 3	140.22 50 9293 2
基点4	-101671.791	17490.259	43.05 04 5474 4	140.27 53 3265 6
基点5	-97852.088	15786.980	43.07 08 4702 3	140.26 38 4077 9
基点6	-79790.787	6992.732	43.16 54 2663 6	140.20 10 1780 6
点1	-129609.220	-9752.060	42.49 59 6301 3	140.07 50 5671 2
点2	-127059.465	-7927.823	42.51 22 3421 1	140.09 10 7681 7
点3	-125874.400	-5297.738	42.52 00 8311 9	140.11 06 5868 6
点4	-126060.808	-3149.881	42.51 54 8325 6	140.12 41 2230 7
点5	-127990.7663	415.2453	42.50 52 3066 9	140.15 18 2896 8
点6	-120299.630	6208.25	42.55 01 4802 8	140.19 33 7512 4
点7	-118272.112	286.386	42.56 7 28	140.15 12 63
点8	-105843.033	7419.980	43.2 49 96	140.20 27 87
点9	-102023.330	5716.701	43.4 53 8	140.19 12 75
点10	-90240.659	-569.600	43.11 15 73	140.14 34 77
点11	-77559.790	2518.068	43.18 6 67	140.16 51 73

※左記のうち、関係者の合意が得られた一部の海域（50m以深）において実証実施を予定

3. 実証候補区域の詳細情報（秋田県南部沖）

実施要件等	内容等
候補区域の所在地	秋田県南部沖（由利本荘市及びにかほ市沖海盆エリア）
候補区域の面積	約30km ² （約3,000ha）
想定出力	4.5～9.0万kW（3～6基程度）
主な自然的条件	① 風況：7.5m/s～8.0m/s ② 水深：約400m ③ 離岸距離：20.0km～30km程度 ④ 波高：1.2～1.4m程度 ⑤ 潮汐：秋田港：満潮時68cm程度、干潮時13cm程度 ⑥ 波浪：1.75m程度 ⑦ 地質：ほぼ全域が砂、礫、泥 ⑧ 海底地形：平坦 ⑨ その他自然条件：特になし
実証実施の条件	① 秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例及び施行規則に従い海域の占有許可を受けなければならない。 ② 実証実施に当たり、設置工事に伴う漁業操業の制限に係る補償や実証運転期間中の船舶の航行ルール等については、漁業者等地元関係者と個別に協議を行うこと。 ③ 実証期間中において、漁業影響調査や警戒船の傭船のほか、漁業者等の実証事業への参画のあり方や、漁業共生策について検討すること。 ④ 実証後の商業運転への移行は、地元関係者合意のもと行うこと。 ⑤ 将来、隣接する海域を促進区域化するに当たっては、再エネ海域利用法の協議会等のプロセスを経て地域振興策を検討していくものとし、地域や漁業等との共存共栄のために設置する基金等については、先行する案件と同等の水準としていくこと。 ⑥ 選定された実証実施者は、建設工事、メンテナンス等における県内港湾の活用や、県内企業の実証事業への参画のあり方について合理的な範囲で検討するなど、県が掲げる浮体式洋上風力発電に係る施策に協力すること。
港湾の想定	風車建設：秋田港、能代港、船川港を想定 維持管理等：秋田港、能代港、船川港、本荘港を想定
その他考慮すべき事項	当該区域上に航空路や通信用海底ケーブル等の隣接あり、留意が必要。

3. 実証候補区域の地図（秋田県南部沖）



	緯度(北緯)	経度(東経)
①	39°28'10.75"	139°46'42.58"
②	39°28'08.56"	139°42'48.53"
③	39°22'21.06"	139°43'49.46"

4. 実証候補区域の詳細情報（愛知県田原市・豊橋市沖）

実施要件等	内容等
候補区域の所在地	愛知県田原市・豊橋市沖
候補区域の面積	約13.06km ² （1,306ha）
想定出力	1～3万kW（1～2基）
主な自然的条件	① 風況：8.5m/s～9.0m/s ② 水深：約80m～130m ③ 離岸距離：約14km～18km程度 ④ 波高：1.0～1.2m程度 ⑤ 潮汐：5年平均潮位：361.7cm（気象庁 赤羽根観測所） ⑥ 波浪：6.5s～7.0s（年エネルギー周期） ⑦ 地質：主に鮮新世－中期更新世 渥美沖層群 正断層あり ⑧ 海底地形：大陸棚 ⑨ その他自然条件：送電線の陸揚げ地点によっては藻場、アカウミガメ、スナメリ、鳥類の生息地に該当する場合もある。
実証実施の条件	① 都道府県条例に基づく海域の占用許可基準：愛知県国土交通省所管公共用財産管理規則による。 ② 候補海域付近に魚礁が存在するため、当該魚礁の利用に支障が生じない事業計画とすること。 ③ 海岸法に基づく海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の占用等許可基準：海岸法（昭和31年法律第101号）第7条及び第8条等並びに海岸法施行細則（昭和56年規則29号）。なお、候補区域に接する遠州灘（表浜）一帯は、アカウミガメや海浜植物の保護のため、自然公園法及び海岸法により、車両乗り入れが規制されている。 ④ 候補区域内における具体的な設置場所については、愛知県漁業協同組合連合会と協議し、合意を得ること。 ⑤ 工事にあたっては、愛知県漁業協同組合連合会に対し、着工前に工事内容やスケジュール等の詳細について説明するとともに、工事期間中は工事情報を関係漁業者に周知し、節目ごとに進捗状況等について報告すること。 ⑥ 風車本体及び係留施設を含め、概ね3km×2kmの範囲内に設置すること。実施困難な場合は、愛知県漁業同組合連合会と協議のうえ、合意を得られる方法で施設すること。【次ページへ】

4. 実証候補区域の詳細情報（愛知県田原市・豊橋市沖）②

実施要件等	内容等
実証実施の条件 （前ページから続く）	⑦ 送電線を海底の地下1.5m以上埋設すること。実施困難な場合は、愛知県漁業同組合連合会と協議のうえ、合意を得られる方法で施設すること。 ⑧ 実証期間終了後は、施設は完全に撤去し海底に構造物等を残さないこと。なお、やむを得ず実証事業終了後に施設を残す場合は、事前に愛知県漁業協同組合連合会と協議し、承諾を得ること。（施設の一部も含む） ⑨ 設備のプランが決定後、建設に着手する前に中立的な第三者機関による3年程度の漁業への影響調査を実施し、海洋生態系や漁業への影響を科学的に評価すること。影響が想定される場合には、その回避または軽減対策を実施すること。調査は漁業影響調査指針に基づくものとし、調査実施主体ならびに評価を行う委員会の構成員については愛知県漁業協同組合連合会と協議して決めること。
港湾の想定	三河港蒲郡地区を想定
その他考慮すべき事項	船舶通航量（31～150隻/月）や海底ケーブル（周辺1km以内）、海底障害物（周辺3km以内）、漁業権設定区域（送電線の陸揚げ地点による）、などに留意が必要。

4. 実証候補区域の地図（愛知県田原市・豊橋市沖）

